

中国の産業・技術政策と 技術環境整備の緊要性*

清 川 雪 彦

1980年代の末、中国もまた他の市場経済諸国の経験にならい、産業政策の導入に踏み切った。これは主に、78年来の経済改革により、強制的性格をもつ指令性計画部分が縮小され、その計画指標も一部廃止されたり指導的指標に切り換えられたこと、ならびに実際に企業自主権の拡大や農村での請負生産の普及浸透など市場メカニズムの部分的導入により、計画と統制管理が前にも増して一層ゆきわたらなくなったことに起因している。

すなわち言い換えれば、産業政策は、経済主体の自主性や市場競争の原則を維持しながら、計画経済と市場機構を連結する総合的政策手段として導入されたといってもよいのである。¹⁾しかしその政策目標や達成手段が、あまりにも広範囲かつ総合的にわたるため、その究極的な目標や効果は、必ずしも明確ではないといえる。

特に我々は、中国経済の場合、産業政策の遂行は、最終的には固定資産設備投資の統制管理に依る以外には、方法はないと考える。従ってさらにいえば、産業政策の有効性もまた、その資本設備に体化されている諸技術の構造ないしは技術政策との関連から不可分であるといわざるをえないのである。そこで本稿では、今回の新しい産業政策の意義をそうした側面から、簡単に整理しておきたいと考える。

1 産業政策における技術政策の重視

(1) 89年3月国務院決定にみる中国産業政策の問題点

1989年3月、国務院は当面の産業政策に関する基本方針を決定するとともに、以来直ちにその実施に入っている。²⁾これは中国において、産業政策と銘打った最初の本格的産業技術政策といえ、それゆえ今そこに我々は、中国が今後どのような産業構造を選択しようとしているのか、あるいはまた計画経済の下で、実際に産業政策をどのように遂行しようとしているのか、といった産業構造高度化のための基本施策を見い出すことが出来るのである。

中国で初めて産業政策という用語が公式に用いられたのは、第7次5ヶ年計画(1986年—90年)の策定時においてであった。³⁾しかしまだその段階では、それ以前の産業技術政策を中心とした各産業部門毎の部門別発展政策と大差ない意味において使用されていたと解され、産業構造全体の戦略的高度化を意図した総合的な政策体系であることを十分に自覚していたとは、必ずしもいえないのである。

だがその後86年の3月以降、国務院の経済技術社会発展研究センターのイニシアティブの下で、⁴⁾各省庁や研究所には産業政策研究班が組織され、その相互の討論や研究を経て、今回89年3月の国務院決定に到る前までには、少なくとも計画経済下における産業政策なるものの概念は、十分に形成されていたと考えられる。

すなわち投資配分計画や金融・財政政策、あるいは賃金政策や技術改良促進策、さらには企業整理計画や価格政策などの様々な手段を用いて、原材料や資金の重点的配分を行い、特定産業の戦略的育成を目的とする総合的な産業構造政策・産業組織政策であるというおおまかな合意は、ほぼ得られていたと判断される。⁵⁾しかしそれにも拘らず、以下でも指摘するように、今回の産業政策に関する指針を具体的に検討する時、やはりそれは従来の部門別産業技術政策と実際には大差ないところに帰着するといっても大過ないのである。

今回の産業政策に関する国務院決定は、まず6つの策定原則を確認したうえ

で、生産や固定資産設備投資あるいは技術改良や輸出入などの面で、それぞれ積極的に発展促進が図られる部門と逆に制限の加えられる産業部門とに2分され、各々具体的な産業名・製品名が指摘されるとともに、その目標を実現するための政策手段が示唆される形で提示されている。

だが産業政策の策定指針といっても、国務院がイニシアティブをとり、各下級の政策主体はそれと斉合的な政策を実施しなければならないとか、超過供給状態にある製品〔长线产品〕の生産を縮小し、超過需要状態にあるもの〔短线产品〕は拡大するといったごく常識的な原則であり、そこにとりたてて新しい政策指針を見出すことは出来ない。また今回の産業政策は、短期の政策を中心とし、経済の発展状況を見ながら調整を加えてゆく（原則の第4）とも述べられているが、⁶⁾そもそも産業政策なるものは、長期的展望の下で政策立案すべきはずのものであり、従ってこうした政策指針に対しても、我々は奇異な感じを抱かざるをえないといえよう。あるいはまた換言すれば、そこにも政策当局は、確固たる方針に基づき産業政策を推し進め得てはいない状況証拠を読みとることが出来るといえるかもしれない。

なお、その生産や設備投資・技術改良を重点的に推し進めようとする産業についても、範囲は実に多岐にわたり総花的で（ほとんど全産業にわたるといっても過言ではない）、どこにその政策的重点が置かれているのか、判然としない。一般には、原材料の供給不足に直面している産業の基本建設投資、すなわちいわゆる「外延的拡大再生産を意図した設備投資」は制限を受ける一方、⁷⁾その原材料部門については、基本建設投資を積極的に推し進め、生産を拡大する方針がとられていると判断される。

しかし具体的に検討する時、例えば綿紡績業についていえば、その生産は重点的に発展が促進される産業群に分類されているものの、原料の棉花が不足しているため、⁸⁾基本建設投資は一切認められない産業群に分類されている。従って生産の拡大は、遊休設備の在る範囲内では、棉花の供給増加とともに自動的に達成されるが、それ以上の拡大は技術改造、すなわち現有資本設備の改善を基本とするいわゆる更新改造投資に基づく技術改良によって実現すべく指定

されている。

だがその場合には、当然投資資金の出所も内部留保や銀行借入れなどの比重が増加するから、投資計画の性格自体も指導的性格の強いものとならざるをえない。それにも拘らず、今回の産業政策に関する指針では、基本建設を制限する方針との間でどのような調整が図られようとしているのか、一切読みとることは出来ない。そもそも基本建設投資と技術改造ないし更新改造投資との間には、設備投資という性格上截然とは一線を画しにくい部分がかかなりあること、また市場による調整機能を部分的に導入して以来、指令的計画部分と指導的計画部分の境界やその性格自体も曖昧化しているという事実にも拘らず、そのところを今回の産業政策では、どのように処理・解決しようとしているのかは、一切不明である。

なおこの産業別発展計画に関するもう1つの指針として、性能の高い機械類の生産を特に促進し、品質・性能の劣る製品の生産を抑制するという方針が、指摘されうるかもしれない。例えば機械工業についていえば、前者の例としては、NC型の工作機械や産業用大型プラント設備などが挙げられ、また後者としては、低性能の工作機械や鍛圧機などが言及されている。とりわけ後者については、郷鎮企業〔農村工業・町村企業〕による生産が念頭におかれていることは、確かであろう。(〈決定〉第3節第8項参照)。

しかしこうした政策による生産制限を行わなければならないことには、非常に大きな問題があるといわねばなるまい。なぜならば、品質・性能の劣る製品は、本来なら相互の生産競争を通じて淘汰されて然るべきであり、それはたとえ計画経済の下であってもまた売手市場状態にあっても、長期的には貫徹・機能しなければならない基本的要件であるにも拘らず、それが達成されていないことを意味しているからに他ならない。

しかも郷鎮企業の場合、特定の条件を満たすもの(大部分は該当せず)以外は、生産の停止や転換の対象となりうるということは、その直前まで郷鎮企業の発展が奨励されてきた事実を考え併せる時、決して好ましいことではない。なぜならば、本来もし非優良企業であるならば、それは相互の競争を通じて淘

汰さるべきことであるとともに、たとえ資源の有効利用上問題があろうとも、十分な調整期間なくして短時日のうちに、180度方向の異なる政策が決定されるということは、人的資源の育成や市場の形成という観点からも、大きな損失を伴うものだからである。

以上のように見てくる時、今回の産業政策は、産業政策自体としては種々の不徹底性を含むものではあるが、むしろその真のねらいは、企業の整備整頓をも含めた従来のいわゆる工業調整策にあるとも解されるのである。もしそうであるならば、この政策決定が天安門事変以前になされていたという現実もあり、それなりの評価がなされて然るべきかもしれない。

さらにまた付言しておくならば、こうした産業政策の効果を将来判定しようとすることは、著しく困難であるといわねばなるまい。それというのも産業政策という政策自体が、広範にして多岐にわたるため、その実効性や因果関係を明確に確定し難いことに加え、計画経済の場合、すべての経済活動が何らかの意味で政策と統制に関連しているため、特定の政策の効果がより一層識別困難に陥っているからに他ならない。その意味でも、とりわけ産業政策においては、政策効果の明瞭に捉えられる目的限定的な手段—効果のはっきりした政策が実行されることが、望ましいといえよう。

(2) その技術政策と技術に対する視点

確かに国家計画委員会編纂の前掲書『我国当前的産業政策問題』では、ある程度まで産業政策全体のねらいやその目標達成手段の有効性、あるいは産業間の優先序列や相互競争など、国民経済全体の連関性が強調されている。

しかし結論的にいえば、今回の産業政策は、基本的には従来の部門別発展計画を基礎とした工業調整策、ないしは部門別産業技術政策であるといっても、大きな誤りはないと思われる。そのことはとりわけ、経済技術社会発展研究センター主導の下でまとめられた『中国部門産業政策研究』を見る時、より一層明確となろう。⁹⁾ 同書は、各省庁の産業政策研究班の手によって、各部門毎にまとめられており、89年の国務院決定の背後にあって、各産業部門がどのような発展計画・調整策をとろうとしているのかが、かなり具体的かつ鮮明に示

されている。むしろ我々が通常イメージしている産業政策は、この各部門主導の部門別産業組織政策のなかに見い出されるといっても、決して過言ではないのである。

今それが、果たして計画経済の下で有効に機能するかどうかは別として、少なくとも産業構造の高度化を目指す総合的政策になっていることは事実である。従ってそこには、分業・協業化の促進策や価格政策、あるいは人材育成策や経営請負促進策等々も含まれてないわけではないが、その全体をいまい少し仔細に検討すればすぐ判明するように、産業構造の高度化はやはり究極的には、新しい技術革新を体化した生産性の高い資本設備投資（基本建設と更新改造の双方を含め）を中軸として実現されなければならないことが、最終的な目標として意図されているといえよう。それゆえその核心は、やはり投資配分政策の問題になるとともに、同時に技術政策の問題にも帰着せざるをえないことが、理解されなければならないのである。

それというのも、設備投資の性格や技術水準は順次累積され、ゆくゆくは技術構造を大きく規定するからに他ならない。すなわち、今ある大規模な設備投資を、自国で開発された技術により賄うのか、あるいは既存技術の改良ないしは適正技術（Appropriate Technology）をもって満足するのか、はたまた先進外国技術を導入するのにかよって、その後の技術構造は大きく異なってしまうからである。しかもそうした技術選択ならびに産業選択は、当然限られた予算制約条件の下で最も効率的な選択を迫られているがゆえ、長期的展望に立った技術政策が、きわめて重要になってくるのである。¹⁰⁾

事実、今回の産業政策においても、輸入技術に依存すればきわめて高価につく大型産業用プラント設備については、極力その国産化を推し進めようとする方針が明白に読みとられる。なお技術政策には、こうした技術導入か国産化かという技術選択だけにとどまらず、適正技術の開発や模倣技術の普及伝播、あるいは研究開発投資や技術者・熟練工の育成等々の促進策が含まれることはいうまでもない。つまり計画経済下の産業政策にあっては、設備投資資源の配分がきわめて重要な位置を占めるがゆえ、その固定資本設備の技術水準や技術的

性格の方向性を決定する技術政策もまた、きわめて重要な意義を持たざるをえないのである。しかも技術政策の場合、さらに加えて、そうした技術の定着を規定する社会経済的要因をも併せて促進する必要があり、工業化政策一般のなかで非常に大きな位置を占めていることは、改めて指摘するまでもなからう。

なおこうした技術政策ないし科学技術政策一般の重要性に対する認識は、1978年「4つの近代化」政策が本格的に開始された時に、すでにかかなりの程度まで深まっていたといえるかもしれない。すなわち「4つの近代化」といっても、機械化と産業技術の高度化を主内容とする工業・農業の近代化は、¹¹⁾当然それを支える科学技術の近代化を前提としなければならない（国防の場合も同様）。いいかえれば「4つの近代化」の根幹は、科学技術の発展とりわけ産業化の速度如何は、産業技術の発展にこそ在ると捉えられているのである。従ってその意味では、科学政策・技術政策の重要性もまた、十分に認識されていたと考えたい。

事実、その後の対外開放政策の進展とともに、技術政策の重要性がしばしば強調され続けてきたのである。それゆえその点では、我々もまた何ら特に異論はない。しかしそこで1つ気になる点は、そうした技術政策や技術改造あるいは技術導入などの重要性が強調される際の、技術に対する視点ないしは理解の問題に他ならない。

つまりそこで捉えられている技術の概念は、あまりにも機械設備にひき付けられた概念内容であるといわざるをえないのである。もとより多くの場合、技術は機械設備に体化されていることも確かである。しかし技術をそのように狭く解するならば、どうしても管理技術やノウ・ハウなどのソフトウェア技術の意義だけでなく、技術の生産や所有、普及といった問題の重要性に対しても、十分な認識が得られなくなるといわざるをえないのである。

なおこうした問題点の一部は、マルクス主義経済学の技術概念にも由来しており、¹²⁾それは近年次第に克服されつつあるものの、未だ多くの難点を残している。従って依然、機械設備すなわち技術という観念が強く、そこに中国の技術政策の1つの限界もまた存在するのであるが、その点を十分念頭に置きなが

ら、以下具体的に中国の技術導入政策をみておこう。

2 技術導入政策とその生産性向上への意義

(1) 技術導入の形態とその評価

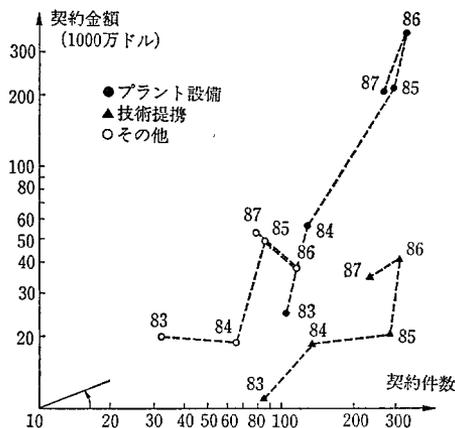
すでにも指摘した如く、今回の産業政策は、プラント設備や性能の高い産業機械の国産化をその主要な柱の1つとしている。だが高品質の産業機械を生産しうるか否かは、まさにその国の工作機械産業の技術水準に大きく規定されているといっても決して過言ではない。

従って中国の場合、残念ながらこれまでの我々の研究によれば、工作機械産業の量産規模は必ずしも小さくはないものの、その品質水準は低く、少なくとも先進国の技術水準に30年以上は遅れていることは確かである。¹³⁾それゆえ、NC 工作機の生産や性能の高い軸受やシリンダー等々を含むプラント設備一般の生産は非常に難しいと判断されよう。つまり言い換えれば、もしどうしても生産性の高い固定資本設備投資を拡大しようとすれば、海外からの技術導入が必然的とならざるをえないのである。そこに、外貨事情の厳しさにも拘らず、大量の技術導入を継続しなければならぬディレンマが存在しているといってもよい。

いま最近の技術導入の状況を、『中国経済年鑑』によって見れば、第1図のようにまとめられる。それによれば、まず第1に、1985年以降(78~80年を若干の例外とすれば)急激に、契約件数ならびに契約金額が増大していること。第2に、契約件数で見れば、プラント設備導入と技術提携が主流を占めるものの、契約金額では断然、プラント設備が全体の7~8割をも占めていること。また第3に、その他(生産協力・技術サービス・コンサルタンティングを含む)の形態も、¹⁴⁾その内容は様々であるが、平均してみれば1件当りの契約金額は、技術提携の場合よりもむしろ大きいこと、などが指摘されよう。

以下、個別事例の検討は、紙幅の制約もあり、他の調査報告書などにゆずることとし、¹⁵⁾ここでは若干のヒアリング結果をもふまえ、導入方式の有効性に話を限定して議論をすすめよう。¹⁶⁾

第1図 技術導入の形態別推移 (1983~87年)



注：1) その他には、生産協力・技術サービス・コンサルティングが含まれる。

2) 数字は年度を示す。

資料出所：中国经济年鉴编辑委员会《中国经济年鉴》
(经济管理出版社)，1985年～88年版。

まずプラント設備の輸入についてみれば、その設備内容は、当然のことながら年とともに少しずつ多様化しつつあること、また次第に完全な一括方式や Turn-key 方式などから、中核設備のみの部分的輸入方式に変わりつつあることが指摘されなければならない。もとよりそれは、厳しい外貨制約の下で最大限の技術導入を図ろうとする以上、きわめて高価につく輸入プラント類の部分的国産化は、当然のことといえる。しかしそれがプラント設備全体の性能や効率にも影響を与えている可能性があり、今後さらに詳しい検討が必要であろう。

一般に、発展途上国へ輸出されたプラント設備は、標準予備品の切れる2年後頃から稼働率の低下が始まり、5年目頃以降それは一層顕著となる。通常、生産性の低下や稼働率の低下は、(1) 予備品の不足や(2) 運転の未熟、あるいは(3) 停電や(4) 原材料の不足などによって生ずることが多いが、¹⁷⁾ そうした要因は、決して中国の場合にも例外であるとはいえないのである。いずれに

せよ、将来にわたって効率的な技術導入を図るためには、早急に輸入プラント設備の正確な稼働率状況調査だけは行われなければならないといつてよい。¹⁸⁾

プラント設備の輸入には、多額の外貨を要するのに対し、技術提携 [Foreign Licence Agreement; 国外许可证协议] の場合には、特許の実施権料として相応の頭金と5パーセント前後のロイヤリティ、それに技術指導などに必要な実費のみで済むから、第1図からも読みとられるように、1件当りの費用は、プラント設備導入の場合に比べ、はるかに小さくて済むといえよう。¹⁹⁾

従って生産それ自体が目的ではなく、技術知識や技術情報の導入こそが真のねらいであるのならば、技術提携の方がはるかに効率的であるといつてよい。ただし技術提携の場合には、技術導入を行う企業の側にも、その技術を消化吸収しうるだけの技術水準が蓄積されていなければならないのである。あるいはまた逆にいえば、自己の技術水準に見合った水準の技術が導入されなければならないといつてもよいかもしれない。

その点中国の企業は、これまでとかく高すぎる水準の技術提携を行う傾向にあり、結果的には必ずしも十分にその技術を消化吸収してきたとはいえない面がある。同じことは上海宝山鋼鐵総廠の例を持ち出すまでもなく、プラント設備の導入に際しても明瞭に認められる。つまり技術的消化不良の結果、品質や販路、コストなど様々な面で、必ずしも効率的に運営されているとはいいい難い事例が、数多く報告されている。従って機械設備に多額の費用を投入しているにも拘らず、そのプラントでの生産面の効果のみにとどまり、技術そのものの普及効果は、一般に著しく小さいといわざるをえないのである。

それゆえ技術導入の単位費用当りの技術知識導入の効果は、中国の場合、プラント設備の導入よりも技術提携の方がはるかに大きいと考えられるが、後者の場合でも、技術者の不足や有能な熟練工を欠くがゆえ、十分効率的に効果を挙げているとはいいい難い場合も少なくない。

しかしいずれにせよ、プラント設備の導入（バラ買いも含め）や技術提携に伴う技術の模倣生産や普及効果が著しく小さければ、技術導入を通じ1国全体の技術水準をひきあげるようなことは、およそ不可能であろう。言い換えれば、

技術導入に伴う技術普及の効果こそが重視されねばならず、その意味で先端技術にあまりこだわることなく、適切な技術水準の技術提携こそが、強く推奨されるべきであろう。

なお生産協力の形態には、輸出義務条項つきプラント設備の輸入とってよいものもあり、²⁰⁾それはやはり同じような問題点をはらんでいると考えられる、他方でまた、一般に技術サービスやコンサルティング・サービスの購入価格、あるいは合併企業設立の際の管理技術に対する評価額などの低さからも十分に推し量られるように、中国ではいわゆるソフトウェア技術の重要性に対する認識が、著しく不十分であることが指摘される必要があろう。それは根底的には、先に指摘した中国社会での技術概念ないしは技術に対する理解に由来するものであるが、いずれにせよ今後その点の克服がない限り、急速な中国の技術発展は望みえない状態にあると我々は判断する。

以上の点を要約すれば、技術普及効果を最大化するような技術導入の形態や技術水準が選択されるべきであり、またその前提には、管理技術や人材の育成などをも含めた広義のソフトウェア技術の重要性が十分に認識されることが、必要不可欠であると考えられるのである。

(2) 技術環境を規定する支配的要因——結びに代えて——

これまで我々は、中国の技術導入政策の現状とその問題点を指摘してきたが、最後に若干視点を変え、技術導入政策ないしは中国の技術発展にとっての眞の阻害要因を、簡単に検討しておく必要があろう。

すなわち日本の経験等と比較して、中国で導入技術の定着を妨げている或は遅らせている直接の要因は、²¹⁾1つには、先に指摘した著しく小さい技術の普及効果であり、また2つには、品質意識の欠如であるといってよい。そしてそれらは、一見全く関連のない現象のように思われるものの、実は同じ根源より派生する2つの異なった局面に他ならないのである。すなわちそれは、企業間競争の欠如という根の深い共通の因子に起因しており、その意味では競争の欠如こそが、技術発展の眞の阻害要因であるといっても、決して過言ではないのである。

これまでの計画経済下では、本質的に静態的な資源配分の効率性のみが追求され、競争の重要性が強調されることはほとんどなかった。それゆえ、何よりもまず競争促進的な技術環境の整備ならびに企業の改革こそが、刻下の急務であることは疑いない。

それゆえまず第1に、技術の普及効果を高めるには、いわゆる3化〔標準化・系列化・通用化〕政策、とくに標準化政策の推進が不可欠の前提条件となるべきことは、²²⁾ほとんど疑問の余地がない。事実、中国政府もその点を十分自覚し、1978年以来国家標準局の改組や国際標準化機構（ISO）への加盟あるいは標準化法の施行等々の法制的整備を推し進める一方、多くの国家標準や部標準を制定してきた。しかし我々自身のヒアリングによれば、先端企業ですらその実施状況や規格の重要性に対する認識は、はなはだ不十分であるといわざるをえないのである。

従って本来ならば、標準化政策の推進に伴い専門化がすすみ、市場の拡大効果や競争促進効果あるいは品質の向上などがある程度認められて然るべきなのであるが、これまでのところ必ずしも十分にその成果が挙がっているとはいえない。恐らくこれは、経営管理面の不備や技術者・熟練工の不足など人的資源面での貧困に由来するところが大きいと思われる。その結果、競争は十分に促進されず、模倣力や普及速度もまたあまり改善されてはいないのである。

第2に、品質管理・品質意識改善の面でも、政府は一応の施策を施してきた。すなわち1979年以降、品質優良品奨励条例の制定や全面品質管理法の導入あるいは政府による抜取り品質検査制度の実施など、様々な改善に努めてきた。しかしその実施成果は、これまた政府の喧伝するほどには、末端の企業まで浸透してはいないのである。

その最大の理由は、精密機械設備をはじめとする工業製品の多くが、常に絶対的品不足の状態にあり、且つまた価格が、品質について十分特定化されることなく統制されていることに起因している。²³⁾すなわち、より良い品質の製品を生産しても、それが十分価格に反映されない限り、一切品質改善の努力をしなくとも、いな粗悪品をすら生産しても、その販路には全く事欠かないのであ

る。それゆえ規格の品質標準は、ますます空洞化してもやむをえない状況にあると思われる。

従ってそうした状況を改善するには、やはり管理者や職工に十分な技術教育を施し、品質意識を高める一方、²⁴⁾品質差が明確に価格差に反映する価格体系を採用し、企業間の競争を促進すること以外には考えられないのである。

つまり技術発展を成功裡に推し進めるためには、最終的には企業の制度改革にまで行き着かざるをえないのである。あるいはまた言い換えれば、産業政策の中心的課題は技術政策であり、その技術政策のなかでも、実際に速効性を持ちうるのは、技術導入以外にはありえない。従ってそれが十分有効に効果を発揮しうるには、企業を競争志向的方向へ改革する以外には、考えられないといってもよいのである。

しかし中国の企業は、必ずしも機能的な目的合理的組織とはいえず、むしろ地域集団社会ないし地域共同体的性格を帯びているがゆえ、その改革は一般に、きわめて難しいと想定される。だが企業内に或は企業間に競争志向的な精神が導入されない限り、また技術的合理性が貫徹する組織に改変されない限り、中国企業の再生はありえないのである。

従って困難ながらも、多少ともその方向に近づくべく当面可能な改革としては、1つに出来高給賃金制度を導入すること、²⁵⁾また2つには技術教育や熟練度の差が大きく反映する昇進制度を採用すること、さらに3つには必ず若干名の技術者を含む企業の最高意志決定機関を創設すること、などが直ちに実行に移されねばならないであろう。もとよりその道のりは決して平坦ではないが、ある臨界値を越えれば、競争は急速に進展することも十二分に考えられるのである。

以上我々は、一見斬新に見える産業政策も、基本的に計画経済の枠内にある中国経済では、結局のところ固定資産設備投資の統制を通じてしか十分に機能しえず、従ってまたそれは換言すれば、従来の部門別産業技術政策の問題と大差ないところに帰着せざるをえないことを指摘してきた。それゆえ、市場と計画の相互調整を図るという中国独自の産業政策の意図がより良く機能するため

には、その目的とは部分的に自己矛盾するものの、長期的に企業に対する自主権の一層の拡大と、より積極的な市場競争の促進を図ること以外には考えられないと思われるのである。

* 本稿は、中国に関する一橋大学と日本大学の共同研究プロジェクトの準備過程における副産物の1つである。なお本格的な研究は、今後の現地調査の開始を俟って、直ちに展開されよう。この研究には、サントリー財団より研究助成が与えられている。また本稿の作成にあたっては、石川滋先生（青山学院大学）から、貴重な資料の提供と助言をいただいた。ともに謝意を表したい。

- 1) 例えば、国家计划委员会产业政策司（編）《我国当前的产业政策問題》（中国计划出版社 1990年）所収の周才裕論文〈计划经济与市場调节相結合的经济管理方式〉などを参照のこと。その場合、中国では、計画と市場の関係をどのように理解しているのかは、必ずしも明らかではない。ただ産業政策が、マクロ・コントロール〔宏观控制〕を一層強化しようとするとともに、経済主体のより積極的な市場活動をも、同時に引き出しうると考えていることだけは確かである。なおいくつかの問題点は残るにせよ、本書には、最近の中国経済の変貌と直面している問題点が、きわめて適確にまとめられている。
- 2) 3月18日公布の〈关于当前产业政策要点的決定：国发〔1989〕29号〉の原文は、ここでは《新华月报》（1989年第3号，总第533期）44～52頁に依っている。
- 3) 中国で産業政策が成立してくる背景については、栗林純夫「中国の産業政策」（日中経済協会（編）『中国の産業政策と技術導入』日中経報247号，1989年所収）が、秀れている。
- 4) 同センターは、1985年に経済研究センター・技術経済研究センター・価格研究センター・を統合して、成立している。
- 5) 86年前後には、周叔蓮ほか色々な人々によって、様々な見解・解釈が出されていたが、88年頃の出版物では、すでにほぼコンセンサスが得られているように思われる。例えば范恒山（編）《经济体制改革辞典》（水利电力出版社 1988年）のような小辞典にも、それは窺われる。
- 6) それゆえ中国の産業政策を、額面通りに短期的消極的調整政策と解することも不可能ではない。なお発展が、促進ないし制限される具体的産業名や製品名については前掲の《新华月报》を参照のこと。
- 7) 基本建設投資や更新改造投資・技術改造・技術政策などの正確な概念規定は、刘国恒（編）《可行性研究辞典》（学术期刊出版社 1989年）、冯子标（編）《国民经济管理辞典》（经济科学出版社 1989年）などを参照のこと。

- 8) 日本の場合と異なり、中国では農林水産業も産業政策の対象に含まれる。なお日本の産業政策については、小宮隆太郎ほか(編)『日本の産業政策』(東京大学出版会 1984年)や宮沢健一『産業の経済学』(東洋経済新報社 1975年)などを参照のこと。
- 9) 王慧炯・李泊溪・周林(編)《中国部門产业政策研究》(中国財政経済出版社 1989年)。
- 10) 中国語ではしばしば、技術という用語を *technique* に、また工芸を *technology* に対応させて、概念的に区別して使用することも多いが、かえって混乱を招く場合もあり、ここでは両者を区別することなく、「技術」に統一して使用する。
- 11) 中国の近代化については、吳振坤・王樹云《中国社会主义现代化建设問題》(中共中央党校出版社 1984年)などを参照のこと。また近代化の推進にあたって、技術導入への大きな期待等は、周叔蓮〈引进先进技术和加速实现四个现代化〉、《北京日报》1978年11月4日(《周叔蓮選集》山西人民出版社 1987年にも再録)などからも窺われよう。
- 12) 技術の定義をはじめ、そうした問題点については、拙稿「イデオロギーとしての技術と経済発展」、『アジア経済』第16巻第4号(1975年)などを、参照されたい。
- 13) 詳しくは、Y. Kiyokawa and S. Ishikawa, "The Significance of Standardization in the Development of the Machine-tool Industry: The Cases of Japan and China," Part I & II, *Hitotsubashi Journal of Economics*, Vol. 28, No. 2 and Vol. 29, No. 1 (1987 and 1988)などを参照されたい。
- 14) 生産協力〔合作生産〕には、“补偿貿易”や“来料加工”・“来样加工”・“来件装配”などのいわゆる“3来1补”方式の海外との共同生産などが含まれる。
- 15) 日本から中国への技術移転の詳しい紹介については、日中経済協会の経済関係調査報告書『日中経済交流』の各年版を参照のこと。
- 16) ヒアリングに応じられた日本プラント協会および日揮、日立精機の関係者各位に、謝意を表す。
- 17) とりわけ(1)と(2)の理由が大きいといわれる。筆者の日本プラント協会におけるヒアリングに基づく。ただしこの調査(53件の事例)には、中国の事例は含まれていない。
- 18) 日本が輸出したプラント設備の事後調査も行われていないが、中国側自身でも稼働率あるいは資本設備や労働の生産性などは、必ずしも正確には把握していないともいわれる。従って中国の場合、Feasibility Study に必ずしも十分協力的でないところもあり、労働力の Shadow Rate などを決めるのが、著しく難しいとも聞く。

- 19) 技術提携については、北京第1机床廠の事例などをも含め、拙稿「アジア諸国に対する技術提携と熟練労働力の育成」、『アジア経済』第29巻第6号（1988年）を参照されたい。
- 20) それは例えば、プラント設備導入の場合と同じく、著しく小さな狭義の技術費比率などからも押し量られよう。それに関する情報は、例えば中国经济年鉴编纂委员会（編）《中国经济年鉴 1987年刊》（经济管理出版社 1987年）VI-177ページなどを参照のこと。
- 21) 定着の概念ならびに日本の経験等については、例えば拙稿「日本の技術発展：その特質と含意」（南亮進・清川雪彦編『日本の工業化と技術発展』東洋経済新報社 1988年所収）などを参照されたい。
- 22) 詳しくは、Y. Kiyokawa & S. Ishikawa 前掲論文を参照のこと。
- 23) 近年、工業製品の価格は次第に、政府制定価格〔国家定价〕から一定限度内の変更を認める変動価格〔浮动价格；とくに最高限价〕へ移行しつつあり、企業の価格自主権は拡大している。しかし我々はまだ、そこに品質差が十分に反映されているとは考えていない。
- 24) その意味では、海外技術者研修協会の研修生受入れ事業や JICA・日中経済協会の工場改造協力事業などは、その費用や規模の割りに、大きな意義を有するといってよいかもしれない。
- 25) 公正な出来高給には、品質の評価も含まれなければならない。従って通常出来高給制度の採用には、品質検査や品質評価法などをも含めた品質管理の厳格化が伴わなければならないことに、留意する必要がある。

（一橋大学教授）